

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市スポーツ施設条例の一部を改正する条例 【地域づくり課】	<p>【目的】 東和地域の小学校の統合に伴い旧小学校の屋内運動場をスポーツに供する施設として位置付けるため所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 第2条の別表1に施設を追加する。 成島社会体育館 花巻市東和町北成島5区53番地 谷内社会体育館 花巻市東和町館迫5区22番地 田瀬社会体育館 花巻市東和町田瀬14区137番地</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年3月定例会 ②施行日 平成27年4月1日施行</p>	対象外		旧小学校の屋内運動場をスポーツ施設として位置付けるものであるため
2	花巻市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 【資産税課】	<p>【目的】 花巻市工場立地奨励条例の課税免除の要件との整合性を図る</p> <p>【内容】 花巻市工場立地奨励条例で定める特定地域(工場立地法等)に含まれない過疎地域の土地について建物の取得の場合も課税免除するもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年3月定例会 ②施行日 平成27年4月1日施行</p> <p>※過疎地域における固定資産税の減免は、2年毎に総務省令の改正による期限の延長が行われており、現在は「平成27年3月31日まで」となっているものが「平成29年3月31日まで」となることが見込まれている。</p>	対象外		過疎地域における企業誘致の促進を目的とした条例であり、土地の課税免除の範囲を拡大し、花巻市工場立地奨励条例との整合を図るものであるため
3	(仮)花巻市国民健康保険保健事業(データヘルス)計画 【国保医療課】	<p>【目的】 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正により、健康・医療情報を活用し、効率的かつ効果的な保健事業を実施する。</p> <p>【内容】 ・計画策定の背景 ・医療等情報の分析及び分析結果に基づく健康課題 ・目標の設定 ・保健事業の内容 ・実施計画の評価方法、見直し ・計画の公表・周知 ・事業運営上の留意事項 ・個人情報保護 ・その他計画策定に係る留意事項</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成27年度～平成29年度</p> <p>【関係法令】 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針では策定期限は設けられていないが、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)で26年度中の計画の策定・公表が求められている。</p>	対象外		保険者が保有するデータに基づき加入者の健康保持増進のための実施計画であるため

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
4	いじめ防止等のための行動計画(アクションプラン) 【小中学校課】	<p>【目的】 市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すため策定</p> <p>【内容】 いじめ防止等に係る市及び教育委員会の具体的な取り組みを定めるもの。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成26年度～平成27年度 (花巻市教育振興基本計画の計画期間にあわせるもの)</p> <p>【関係法令】 いじめ防止対策推進法第12条「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする」</p>	対象外		花巻市教育振興基本計画に定めた基本方針のうち「1. 活力ある学校教育の推進」「(6)子どもの健全育成と命の大切さを伝える心の教育」に記されたいじめ防止に係るアクションプランであるため。